

学校長退任あいさつ（要旨）

1995年3月20日

於 東大附属 P T A 総会
浦 野 東 洋 一

(1) はじめに

この3月末で3年間の任期が終了します。生まれて初めての（管理職という）体験をさせていただきました。40才台で着任という若輩の私に、この間皆様から賜りましたご援助、ご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

一緒に本校を去ることになる副校長の鮎沢先生が、最近になって次のようなことを話されました。

「浦野校長がこられて最初の一年間位は、早口とせっかちなのに困った。永井副校長と、校長が今しゃべったことはどういう意味だろうかと相談することがたびたびあった。校長室に今いたかと思うと、すぐどこかに出かけられてしまって・・・」

副校長からすれば私は過去に例のない型破りの校長であったわけでして、赤面の思いです。

また、予算関係書類の作成、市販図書の刊行、アンケート調査の実施、ワークショップと公開講座の実施、将来計画の策定、自主的な研究会の開催など、直接あるいは間接に私から提起した仕事のために、教職員が多忙になったのではないかと心配しております。

さらに、過日の教官会ではある教官から、「いじめの問題が大きな社会問題になっているが、私の思想・信条にかかわる最大のいじめ（の加害者）は浦野校長である」と強い調子で非難され、管理職とはこういうものであるかと、じっと感じ入った次第です。

そんなわけで、副校長をはじめすべての教職員の皆様には、何かとご迷惑をおかけ致しました。次期学校長は、専攻が心理学であるうえに、若いころ仏教の修業に励まれたと聞いております。しかも私より年輩でございまして、おそらく私とはそうとうちがうタイプの学校長になれると思いますので、どうぞ皆様おおいにご期待下さい。

(2) 最近の教官定数と施設の整備状況

学校の近況についてご報告致します。

国の平成7年度予算におきまして、東大附属の養護教諭の定数1名増が認められました。これは画期的なこととございまして、私は大いに喜んでおります。すでに採用予定者も内定しておりますので、保健室の機能と健康教育の充実をご期待下さい。

音楽教室の椅子はこれまで普通教室の椅子と同じものでしたが、志賀先生から大変不便であるという申し出がございました。特別に予算を獲得して、3月初めに全部専用の椅子にしました。生徒も喜んでいただいております。

時々激しい雨もりがして困っていた体育館の屋根の改修工事が始まり、3月末には完成する予定です。これも

特別の予算によるものです。

美術・工芸関係で東大附属には陶器の焼き釜が無く、大坪先生と生徒たちに誠に申しわけなかったのですが、これも予算がついて3月末までには設置される予定です。

(3) 当面の予算要求事項

ひき続き早急に実現しなければならない施設面（ハード面）の課題として次の事項を考えており、予算の獲得に向けて鋭意努力中でございます。

- (1) LL教室の改修
- (2) 体育館内部施設整備
- (3) 家庭科教室整備
- (4) 図書の充実（図書室）
- (5) 化学教室の整備
- (6) プールの改修（事故防止）
- (7) マルチメディア教室（コンピュータ教室）の拡充整備
- (8) すべての教室を結ぶ視聴覚教育メディアの整備

(4) 東大附属の将来計画

ハード面、ソフト面（教育目標、カリキュラム、教育形態など）の双方にわたる、21世紀を展望する東大附属の将来計画につきましては、山岡（委員長）、大坪、柏村、三橋、吉川教官をわずらわし、ほぼ2年間かけて研究協議をしていただきました。そして本日3月20日に「東京大学教育学部附属中学・高等学校将来計画委員会報告書」が提出される予定です。この計画については、いずれ新校長のもとで、PTAおよび生徒会から意見を聞く機会を何度かもつことになると存じます。

(5) 任期中2冊目の市販書の完成

本日、東大附属の先生方の著作である『ビバ！ツインズ』（東京書籍刊）が出来あがりました。今日のPTA総会に間にあうように出版社を急がせた経緯がございまして、皆様本日この会場では是非お買い求め下さい。そして、ご批評をおよせいただきますとともに、まわりの方々に宣伝して下さるようお願い致します。

私の学校長退任に間に合わせるかのように「将来計画委員会報告書」と『ビバ！ツインズ』が本日完成致しましたことは、私への退任祝であるかのように感じられ、大変うれしく思っております。

(6) 『教育のある風景』に書いたこと

次に、皆様が大きな関心をおもちと聞いております部活問題について、学校長としての考えを申し述べます。

私は1993年12月に刊行された『教育のある風景』の中

で、すでに次のように書きました。

「野球部が昨年、東京都の大会で優勝した。硬式ではないので、甲子園には行けなかったが、快挙である。そのほかの運動部もそうとう活躍していて、全校集会で私が賞状やら記念品やらを伝達することが多い。運動系でないクラブ、同好会も多い。管弦楽部は毎年3月に、改装なった東大安田講堂大ホールで演奏会を開いている。

しかし、部活動に課題がないわけではない。卒業生の応援はあるが、部活動に顧問教師の献身的な活動は欠かせない。事故が起こればたちまち責任を問われる時代である。生徒の安全保持のための注意義務に神経を使いながら、早朝から、あるいは夕刻遅くまで、休日の対外試合に、あるいは夏休み中の合宿にと、生徒に付き合っている。

青春時代の六年間をかけるわけであるから、生徒にとってクラブ活動が大切で、生涯の思い出として残る体験であることは間違いない。そうした生徒の、多様なクラブ活動への要求に十分こたえられているか——端的に言ってクラブ顧問教師を適切に配置できているか。そう問われると、心もとない。

かといって、個々の教師の置かれている境遇や本人の意思を無視して、顧問教師を強制することはできない。そこで、クラブごとに保護者会をつくり、保護者会がクラブの企画・運営に関与していくこと、そして関与の度合いを徐々に高めていくことが構想される。それは「クラブ活動は地域へ」という長期展望につながる。

現に東大附属のいくつかの部には保護者会があり、夏休みの合宿の折には、食事づくりに参加しているなどの例が見られる。

しかし、これはまだ初歩的な段階であり、「企画・運営への参加」へと参加の質が高まることを期待したい。」(205～206頁)

このように書いた背景には、ある教官から「人工芝などグラウンドが整備されても、陸上部の顧問のなり手がなくて部がつぶれるようでは、何の意味もない」というような学校長あて公開質問状が配布されるという出来事がありました。この時は、外国帰りの三橋先生にお願いして陸上部の顧問をおひきうけいただき、応急的に問題を解決することができました。しかし問題状況は変わらずに今日に至ったわけです。

(7) 今回の部活問題について

今回の部活問題についての学校側の問題提起は、水泳部と陸上部など若干の部について顧問を引きうける教師の見通しが立たないという事実が一つの契機になっていると認識しております。

同時に、従来も生徒が部活動の顧問さがしをして、引き受ける教師がいなければ部は成立しなかったのだから、部活動の成立のシステムについて基本的に変更を加えるものではないとも認識しております。

そこで、今回の問題について学校長はどう考えているのかということが皆さんの関心事でしょうから、学校長の立場から見ると部活問題はどう映るのか申し上げてみ

たいと存じます。

第1に、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程」(昭和46年7月5日)という文部省訓令がございまして、そこには次のように書かれています。

第3条 教育職員については、勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする。

第4条 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- 一 生徒の実習に関する業務
- 二 学校行事に関する業務
- 三 学生の教育実習の指導に関する業務
- 四 教職員会議に関する業務
- 五 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

念のために申し上げますと、上記第4条2号の「学校行事」とは、修学旅行や運動会や学校祭などを意味するもので、部活動は含まれません。

部活動は、事実としては放課後や休日(学校の休業日)におこなわれており、教師は勤務時間内だけではとうてい対応できません。

また、例えば日曜日に部活動にたちあつた教師に翌日の月曜日に休んでもらう(そのように勤務時間を割振る)ことは、理論上ありえても、子どもへの授業に支障が生ずるので事実上は不可能であるといつてよいでしょう。

さらに、一般の公務員は土・日曜日が休日になっておりますが、教師はまだ土曜日が完全休日にはなっておりません。文部省からはその分、夏休みなどの長期休業日にまとめて休むようにせよと言われておりますが、岡野先生から“部活動があるから、それすらできない”というお話をうかがったことがございます。このような例があることについて、管理職としては重大な責任を感じざるをえません。(例えば、健康のこと、家庭生活のこと。そして、教材研究、授業の準備と整理の時間確保などについて。)

以上のように、まずは教師の勤務時間についての法令上のしくみから、学校長として教師に対して、部活動の顧問教師を強制することはできません。

第2に、このことをさして、「部活は教師の自発性にもとづくもの」「部活動は教師のボランティア活動」などと表現されることがあります。

しかし、生徒の部活動は学校の教育計画にもとづく活動であり、顧問教師の活動は公務であります。顧問教師は部活動についての諸々の計画を学校長(事実上は学校長から委任された職員)に提出しなければなりません。その計画の実行のなかで生じた災害は当然公務災害として認定されます。

公務ではありますが、待遇面のしくみはまことに不十分で、日曜日に全日部活動にたちあつたとしても、750円の手当がつくだけです。

第3に、通常の授業の場合と同様、部活動において顧問教師は、生徒の安全保持の業務（安全注意義務）があります。私が校長になって今日まで、大きな学校事故は起きていないと承知しておりますが、これはまさに幸運に属することです。東大附属と似たところの多い名大附属校では、部活動中に砲丸投のボールが生徒の頭にあたり、被害者は重度の障害をもつ結果になったと聞いております。

こうした学校事故については時々新聞で報道されるので皆様ご存知だと思いますが、国の法律は次のように定めています。

国家賠償法第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

民法第709条 故意又は過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

学校事故の被害者が損害賠償請求の裁判にもちこむケースが増えており、今後も増え続けることでしょう。このことは、国民の間に権利意識が広まっていることの反映として、歓迎すべきことと考えます。

教師が「故意」に事故をおこすことはまずありませんから、裁判では教師に「過失」があったかどうか争点となるのが普通です。

そこで上に引用した条文を読みかえしてみますと、教師の過失を認めなければ被害者を救済できない法的しくみになっていることがわかります。

そのためもあってでしょう、過失を認定する基準は教師にとって次第に厳しくなっております。つまり、顧問教師は、原則として、部活動の開始から終了までたちあい、生徒の安全を保持する義務があるという基準が確立してきております。

この点、東大附属では「旧き良き時代」の慣習が最近まで続いておりましたが、昨年、教官会開催中の部活動を禁止する措置をとりました。教官は教官会に出席しなければならない義務があり、顧問は部活動にたちあう義務があるところ、この2つの義務を同時に果たすことは物理的に不可能だからです。

第4に、日本の教育の大きな流れとして、初等中等学校の機能や役割を限定ないし縮小する（学校の位置・役割を相対化する）という課題が提起されております。

これは縦軸（年齢）と横軸（空間）2つの方向での課題です。つまり、縦軸の方向は生涯学習社会化、リカレント教育などの方向です。横軸の方向は、子どもを育てるうえで本来家庭や地域が果たすべき役割・機能は、大胆に家庭や地域にかえしていこうというもので、学校

5日制にはその意図がこめられています。

先の臨教審（臨時教育審議会）ではこの縦軸について相当議論され、答申にもりこまれました。近く発足する中教審（中央教育審議会）では、横軸についてつっこんだ議論がされるだろうと予測されています。

この2つの方向での教育改革により、学歴社会を是正し、異常な受験競争をなくし、人間的で個性的な教育をとりもどそう（あるいは創り出そう）というわけです。

蛇足ながら第5に、本校は開発的、開拓的な実践と研究を使命とする実験校です。本校はこれまでに、グループ学習・テーマ学習・卒業研究の流れをはじめ、事前に時間をかけて準備したうえで行う宿泊研修など、ユニークな実践にとり組んできました。最近あらたに「総合学習」という授業実践を開始しました。これらは、通常の授業とはちがう、独自の準備や研究が必要です。

また、一般の学校で一番困っている不登校、いじめ、逸脱行動なども、本校自体が当面している課題です。こうした問題についても、本校は実験校にふさわしいとりくみをしなければなりません。そのことについての先生方の自覚のあらわれでしょう、最近“豊かな人間性を育てる研究会”が自発的に発足したばかりです。（この研究会は勿論、勤務時間外にもたれています。）

このようなことを考えますと、管理職としては、先生方の研修・研究（いわゆる自主研修、自己研さん）の時間について配慮せざるをえません。

(8) 熱い大討論と惜しめない行動を

この間、大変うれしく、心強く思っていることがあります。それは今回の部活問題で、生徒のH・Rも、保護者会も、PTAの会議も、かつてなく活発に発言があり盛りあがっているという話を聞いたからであります。

どうぞ皆さん、そのエネルギーを持続させ、熱い大討論をくりかえして下さい。皆さんの熱意と労苦を惜しまない覚悟があれば、部活問題の解決は可能であると確信しております。

1993（平成5）年末に、皆様のご協力をえて私が実施したアンケート調査結果に、次のようなデータがあります。

Q 具体的に部活動について、「部ごとに保護者会を組織し、保護者が部活動の運営に参加していく」ことについて、あなたはごどう思いますか。

A 1 賛成である	15.9%
2 現状のままでよい	36.1
3 反対である	33.0
4 わからない	12.6
5 その他	2.4

今回の部活問題の解決のためには、多かれ少なかれ、保護者の皆様におかれても意識改革が必要かも知れません。

「そんな抽象的なことを言われても、よくわからない。具体的な見通しを聞かせてほしい」と思っている方も多いことでしょう。

私はもう任期切れですので、次期校長を拘束するような発言はできません。実際には、新しい校長、副校長が中心となって皆様や生徒諸君と話しあいを重ねる中で、解決策を見つけ出してゆくことになるでしょう。

そのことを前提とした上で、一般論として次のようなことが考えられます。

- ① 教師と生徒・保護者との心のこもった熱い話しあいのなかで、「よし、私が顧問をひきうけよう」「一人では無理だが、何人かのチームを組んで顧問の仕事をはきうけよう」と決意する教師が、絶対に出てこないとは言い切れない。
- ② 4月に新任の(比較的若い)教師が5人着任されます。管理職からの要請もなされるでしょうし、新任の5人の教師についても、上記①と同じことが言える。
- ③ 本校が附属する教育学部(公立学校にとっての教育委員会にあたる。具体的には学部長、附属学校運営委員会)に率直に相談し、訴えれば、何らかの「知恵」や援助が提示されるかもしれない。
- ④ 顧問教師を見出しえない部は、管理職預りとして、管理職が顧問となる。この部については、特にきちんと保護者会を組織し、代表、規約等を定める。経験のある指導員を依頼する(1名とは限らない。退職教員もおおいにありうる)。管理職、保護者会代表、指導員の間で、きちんとした契約書を取り交す。保護者は部の運営に協力するとともに、保険への加入など、応分の負担を負う。

上記④は、いわば第3セクター方式ですが、各学校で困っている部活問題の解決の新しい形態であり、実験校である本校が、開発的、開拓的に実践してみる意義は大変大きいと判断される。(もっとも、従来から顧問補佐員制度があったのだから、全く新しいアイデアということではないかも知れない。)

いずれにしても、以上は一般論です。私の学校論についての理論的な立場(パートナー・シップ論又は参加論)からすれば、部活動問題を解決する根本的な力は、生徒や保護者の情熱と知性と、持続する行動力です。教師の心をゆり動かす、誠実で活発な保護者会活動とPTA活動を心から期待申し上げます。

(9) 子どもの成長と3分の1ずつの責任

再び前述したアンケート調査結果から引用してみます。

Q あなたは「保護者として東大附属の教育について発言する」ことについて、どう思っていますか。

- | | |
|------------------------|-------|
| A 1 発言していきたい | 31.3% |
| 2 学校のことは学校(教官)におまかせしたい | 36.0 |
| 3 どちらともいえない | 29.6 |
| 4 その他 | 3.0 |

私はこのデータを見たとき、「3割近くの保護者が学校参加に意欲的である。さすがに東大附属だ」と感じました。(このアンケート調査結果は、A4判37頁の冊子にまとめられております。まだ入手されていない方は、

学校長に請求して下さい。勿論、無料です。)

私はかねて、生徒を真中に、家庭(保護者)と学校(教師)とのコミュニケーションと協力関係がうまく働いた時に、子どもは最もよく育つと考えております。子どもの成長については、子どもの努力、家庭での保護者のあり様、教師の働きかけのそれぞれが、比喩的にいって3分の1ずつの責任を負っているというわけです。

従って私は、逸脱行為をした生徒に対し学校長として訓告、懲戒する際に、当該生徒とその保護者に、「学校側の教育活動が完全であったとは言えず、3分の1の責任を十分に果たせなかったことを、学校長としてまずお詫びします」という話から始めることにしております。

率直に申し上げて、「生徒の気持ちがあかめない」「自分の言葉が伝わらない」「生徒の価値判断がわからない」と話す教師が少なくありません。どうか家庭(保護者)と学校(教師)との垣根をとり払って下さい。

特にPTAの役員の方は、保護者会の回数やあり方など、率直に話しあえる雰囲気づくり、機会づくりをおおいに工夫して下さい。

難しい問題の場合、簡単に意見が一致するということは無いでしょう。しかし、知らなかった事実(情報)がわかったり、相手の考え方が(賛成か反対かはひとまず別に)わかったりする体験を大切にしてください。

そのうえで、お互に「知恵」を出しあいたいものです。

当然PTAの会員である教師の皆さんには、現代における教職の専門性には、生徒や保護者に対するアカウントビリティ(①疑問や不満や要求に対する感性、応答力 ②じっくり話を聴き、問題を整理し、共通項を見出してゆくコミュニケーション能力 ③社会公共に対する責任感、等)が含まれるのだということを申し上げておきます。

(10) お元気で! さようなら

3年間校長をやらせていただいて、2回ほめられました。

昨年(2007)の体育祭終了日の夜。附属の先生方と飲んだ時。元校長の寺崎教授(現・立教大学)から「以前の君の歌(カラオケ)は聴くに耐えなかった。附属に来てうまくなったネー!」

比較的最近。逸脱行為をした生徒とその保護者に訓告をした後。宇都宮先生(中学校副校長)から「校長先生。お説教が上手になりましたネー! 最初の頃は、しどろもどろでしたよ」

附属学校長を「併任」ということは、私の力量からすれば、大学の仕事も附属の仕事も、どちらも中途半端に終わらざるをえませんでした。このことを、生徒、教職員、そして保護者の皆様に深くお詫びして、退任のごあいさつと致します。お元気で! さようなら。

以上